

○甲斐市特別職報酬等審議会条例

平成16年9月1日

条例第45号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、甲斐市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該事項について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 地方自治法第100条第14項に規定する政務活動費の額
- (3) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第2号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月11日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日以後初めて任命される教育長については、この条例による改正後の甲斐市特別職報酬等審議会条例の規定を適用する。